

居宅介護（介護予防）支援事業者の指定等について

居宅介護（介護予防）支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されています。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられております。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営 法人	サービス の種類	指定更新 年月日	備考
1	指定居宅支援 事業所習志野 借生園	習志野市 新栄1-10- 2	社会福祉 法人旭悠 会	居宅介護 支援	令和8年 4月1日	